

# 安全データシート (SDS)

1 / 5 頁

整理番号 : H P - 0 0 1

管理番号 : A P - 0 2 - 2 2

制定 1995年04月14日

改訂 2025年04月01日

## 1. 化学品及び会社情報

会社名 : タキロンシーアイ株式会社

住所 : 〒671-1393 兵庫県たつの市御津町苅屋 1455 番地

担当部門 : 網干工場 技術グループ

電話番号(緊急連絡先) : (079)-322-4190 FAX 番号 : (079)-322-4195

製品名 : コートロン [COATRON]

(プラスチック用塗布帶電防止剤)

## 2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性

引火性液体

区分2

自然発火性液体

区分に該当しない

自己発熱性化学品

分類できない

金属腐食性化学品

分類できない

健康に対する有害性

急性毒性 (経口)

区分に該当しない

急性毒性 (経皮)

区分に該当しない

急性毒性 (蒸気)

区分に該当しない

急性毒性 (粉じん及びミスト)

分類できない

皮膚腐食性及び刺激性

分類できない

眼に対する重篤な損傷性または眼刺激性

区分2

呼吸器感作性

分類できない

皮膚感作性

分類できない

生殖細胞変異原性

分類できない

発がん性

分類できない

生殖毒性

区分1 A

特定標的臓器毒性 (単回ばく露)

区分2 (視覚器、中枢神経系、全身毒性)

特定標的臓器毒性 (反復ばく露)

区分3 (気道刺激性、麻酔作用)

区分1 (肝臓)

区分2 (血液系、視覚器、中枢神経系)

分類できない

誤えん有害性

環境に対する有害性

水生環境有害性 短期 (急性)

区分に該当しない

水生環境有害性 長期 (慢性)

区分に該当しない

オゾン層への有害性

分類できない

注) 上記以外で記載が無い危険有害性クラスは「区分に該当しない」

絵表示



注意喚起語

危険

危険有害性情報

引火性の液体及び蒸気

強い眼刺激

生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

臓器 (視覚器、中枢神経系、全身毒性) の障害のおそれ

呼吸器への刺激のおそれ

眠気又はめまいのおそれ

長期にわたる、又は反復ばく露による臓器 (肝臓) の障害

長期にわたる、又は反復ばく露による臓器 (血液系、視覚器、中枢神経系) の障害のおそれ

## 注意書き

## 【安全対策】

この安全データシートをよく読み、全ての安全に関する注意事項を理解するまで取り扱わないこと。  
 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざける事。－禁煙。  
 容器を密閉しておくこと。  
 容器を接地すること/アースをとること。  
 防爆型の電気機器/換気装置/照明機器を使用すること。  
 火花を発生させない工具を使用すること。  
 静電気放電に対する予防措置を講ずること。  
 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。  
 取り扱い後は手をよく洗うこと。  
 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。  
 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。  
 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

## 【応急処置】

気分が悪いときは医師に連絡すること。  
 気分が悪いときは、医師の診断/手当を受けること。  
 皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。  
 皮膚を流水/シャワーで洗うこと。  
 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。  
 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診断/手当を受けること。  
 火災の場合には適切な消火方法をとること。

## 【保管】

施錠して保管すること。  
 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。

## 【廃棄】

内容物/容器は法に沿った処理をすること。

## 3. 組成及び成分情報

化学物質又は混合物の區別： 混合物

一 般 名 称： プラスチック用塗布帶電防止剤

成 分 及 び 含 有 量：

成 分 (別名)	含有量 (質量%)	構造式	C A S N o.	(化審法) 官報公示 整理番号
エチルアルコール (エタノール)	約 8 4 %	CH <sub>3</sub> CH <sub>2</sub> OH	64-17-5	2-202
イソプロピルアルコール (2-プロパノール)	約 1 0 %	CH <sub>3</sub> (CH <sub>3</sub> )CHOH	67-63-0	2-207
メチルアルコール (メタノール)	約 5 %	CH <sub>3</sub> OH	67-56-1	2-201
界面活性剤 (第4級アンモニウム塩型界面活性剤)	1 %未満	—	27110-32-3	—

危険有害成分： エチルアルコール, イソプロピルアルコール, メチルアルコール

## 4. 応急措置

## 吸引した場合

被災者を直ちに空気の新鮮な場所に移し、安静にすること。

気分が悪いときは、医師に連絡すること。

## 皮膚に付着した場合

製品の浸潤した衣服を直ちに脱がせること/取り除くこと。

水で流しながら洗净すること。石鹼を使ってよく落とすこと。

気分が悪いときは、医師に連絡すること。

## 眼に入った場合

豊富な清浄水で最低 15 分間注意深く洗净すること。

コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、更に数分間洗净すること。

直ちに医師の手当てを受けること。

**飲み込んだ場合**

水でよく口の中を洗浄すること。  
 医師の指示がない場合には、無理に吐かせないこと。  
 直ちに医師の手当てをうけること。

**5. 火災時の措置****消火剤**

小火災：二酸化炭素、粉末消火剤、散水、耐アルコール性泡消火剤  
 大火災：散水、噴霧水、耐アルコール性泡消火剤

**使ってはいけない消火剤****棒状注水****危険有害性**

加熱により容器が爆発するおそれがある  
 極めて燃え易く、熱、火花、火災で容易に発火する。  
 消火後再び発火するおそれがある。  
 火災時に刺激性、腐食性又は毒性のガスを発生するおそれがある。

**消火方法**

散水によって逆に火災が広がるおそれがある場合には、上記に示す消火剤のうち、  
 散水以外の適切な消火剤を利用すること。  
 散水以外の消火剤で消火の効果がない大きな火災の場合には散水する。  
 危険でなければ火災区域から容器を移動する。  
 移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。  
 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。

**消火を行う者の保護**

消火作業では、適切な保護具（手袋、眼鏡、マスク等）を着用する。

**6. 漏出時の措置****人体に対する注意事項**

関係者以外の立ち入りを禁止する。

**保護具及び緊急時措置**

状況に応じて保護具（呼吸器用保護具、化学防護服、手袋、長靴、眼鏡、マスク等）を着用し、  
 当該物の吸入や直接接触を避ける。

**環境に対する注意事項**

漏出した製品が河川等に排出され、環境への影響をおこさないように注意する。

汚染された排水が適切に処理されずに環境へ排出しないように注意する。

**封じ込め及び浄化の方法及び機材**

少量の場合には、こぼれた場所を速やかに大量の水で洗い流す。大量の場合には、  
 漏出液を密閉式の空容器に出来るだけ回収し、回収できなかった場所を大量の水で洗い流す。

**7. 取扱い及び保管上の注意****取り扱い****技術的対策：**

「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、  
 保護具を着用する。

**局所排気・全体排気**

「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行う。

**安全取扱注意事項**

「10. 安全性及び反応性」を参照。

**接触回避**

「10. 安全性及び反応性」を参照。

**保管****技術的対策**

該当法規の規制に従う。

**混触危険物質**

「10. 安全性及び反応性」を参照。

**安全な保管条件**

施錠して保管すること。涼しいところに置くこと。

**安全な容器包装材料**

該当法規の規制に従う。

**8. ばく露防止及び保護措置****混合物としての情報****呼吸器保護具**

蒸気が発生する場所では、必要に応じて適切な呼吸器保護具（防護マスクや空気呼吸器など）を着用すること。

**手の保護具**

手に付着する恐れがある場合には、必要に応じて不浸透性のゴム手袋を着用すること。

**眼の保護具**

目に入るおそれがある場合には、適切な目の保護具（保護眼鏡、ゴーグル、顔面用保護具等）を着用する。

**皮膚及び身体の保護具**

必要に応じて保護衣、保護エプロン、保護靴等を着用する。

**管理濃度：200 ppm** (原材料の最小管理濃度値で規定)

(エチルアルコール；設定なし, イソプロピルアルコール；400 ppm, メチルアルコール；200 ppm)

**許容濃度：200 ppm** (原材料の最小管理濃度値で規定)

(エチルアルコール；1000 ppm, イソプロピルアルコール；400 ppm, メチルアルコール；200 ppm)

**9. 物理的及び化学的性質**

**外観** (容器) : ポリ容器 1000 ml 入り, 又は石油缶 18 リットル入り  
(物理的状態・形状・色・臭い) : 無色透明液体, 特有な溶剤臭あり

pH : 有機溶剤で該当せず

沸点 : 64.5~82.4°C (エチルアルコール；78.3°C, イソプロピルアルコール；82.4°C, メチルアルコール；64.5°C)

引火点 : 11°C (密閉) (原材料の最低引火点で規定)

(エチルアルコール；14°C(密閉), イソプロピルアルコール；11°C(密閉), メチルアルコール；12°C(密閉))

爆発限界 : 下限 ; 2.02 vol% 上限 ; 7.99 vol%

比重 : 0.79 (エチルアルコール；0.789, イソプロピルアルコール；0.786, メチルアルコール；0.791)

溶解度 : 多くの溶剤及び水に易溶

自然発火温度 : 390°C (密閉) (原材料の最低発火点で規定)

(エチルアルコール；390~430°C(密閉), イソプロピルアルコール；460°C(密閉), メチルアルコール；470°C(密閉))

その他の情報 : 知見なし

**10. 安定性及び反応性**

**混合物としての情報**

**安定性** 通常の条件においては、安定である。

- 酸化あるいは脱水素によって容易にアセトンに変わる。
- 有機酸、無機酸と反応し、水を脱離しエステルを生成する。
- 酸化され、ケトン、アルデヒドを生成する。

**特定条件下で生じる危険な反応 :**

- アルカリ金属を作用させるとアルコラートを生成し、発火の危険性がある。

**危険有害な分解生成物 :** 知見なし

**11. 有害性情報**

**製品に関する有害性情報 :** 製品(混合物全体)としての安全性試験は行っていない。

• **エチルアルコール** ; 過度に飲用した場合、呼吸中枢を麻痺し、神経系に有害になり精神病の原因になる。

血中濃度0.05%で抑制中枢を麻痺させ判断力を失う。

血中濃度0.1~0.2%で運動神経と知覚神経を麻痺、錯乱する。

血中濃度0.37~0.5%で脳の中枢を麻痺させ昏睡状態になることもある。

血中濃度0.6~0.7%で、呼吸中枢及び心臓中枢が麻痺し、死亡する。

• **イソプロピルアルコール** ; 飲用した場合、中毒を起こすが、回復は早い。

吸收、代謝、排出は、エチルアルコールと似た挙動をとる。

• **メチルアルコール** ; 飲用した場合、視神経及び網膜を冒す。

体内で酸化され、毒性のアルデヒドとギ酸を生成する。

**環境に対する有害性 :**

水生環境急性有害性 : 区分外

水生環境慢性有害性 : 区分外

**健康に対する有害性 :**

物質名	許容濃度 (ppm)	ACGIH (ppm)		IARC
		TWA	STEL	
エチルアルコール	—	1000	—	人に対して発がん性を示す
イソプロピルアルコール	400	200	400	人に対する発がん性について分類できない
メチルアルコール	200	200	250	該当せず

## 1 2. 環境影響情報

- ・残留性、分解性、生体蓄積性については、特に知見がない。
- ・蒸発しやすく大気汚染に繋がるので、地面、海洋及び水域すべての場所に廃棄してはならない。

## 1 3. 廃棄上の注意

- 残余廃棄物 :** ・廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。  
   ・都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体が  
   その処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。  
   ・廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分に告知の上  
   処理を委託する。
- 汚染容器・包装 :** ・容器は清浄してリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って  
   産業廃棄物として適切な処分を行う。  
   ・空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

その他

「7. 取扱い及び保管上の注意」の項の記載による他、引火性液体に関する一般的な注意事項による。

## 1 4. 輸送上の注意

輸送に関する国際規制によるコード及び分類に関する情報 :

国連番号 ; 1987 (引火性液体の混合物)  
   国連分類 ; クラス3 (引火性液体)

輸送の特定の安全対策及び条件 :

- 共通 :** 取扱いおよび保管上の注意の記載事項に従う。  
   容器漏れの無いことを確認し、転倒、落下、損傷が無いように積み込み、荷崩れ  
   防止を確実に行なうこと。
- 陸上輸送 :** 消防法、労働安全衛生法に該当するので、それぞれの該当法規に定められている  
   輸送方法に従うこと。
- 海上輸送 :** 船舶安全法に定めるところに従うこと。
- 航空輸送 :** 航空安全法に定めるところに従うこと。

## 1 5. 適用法令

消防法 : 危険物第四類アルコール類

労働安全衛生法 : 危険物 (引火性の物)

有機溶剤中毒予防規則 (第2種有機溶剤)

毒物・劇物取締法 : 対象外 (ただし、劇物対象物質 (メタノール) を含む)

船舶安全法 : 危規則第2別表1 引火性液体類

航空法 : 施行規則第194条危険物告示別報第1引火性液体

輸出貿易管理令 : 対象外 (別表第1及び別表第2に記載された物質は、含んでおりません)

PRTR法 : 対象外 (第一種及び第二種指定化学物質は、添加使用しておりません)

## 1 6. その他の情報

注意 :

- (1) 本データシートは、化学製品の工業的な一般的取り扱いについての最新の情報を集めたものですが、危険、有害性の評価は必ずしも十分ではないので、取扱いには、十分注意して下さい。
- (2) 上記情報は、現時点での入手できる資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、新しい知見により訂正されることがあります。
- (3) 注意事項は通常の取り扱いを対象としたものですので、本製品に他の化学物質を混合したり、特殊な取り扱いの場合には、用途、用法に適した安全対策、評価を実施検討の上、ご利用下さい。
- (4) 本データシートに掲載した数値は、保証値ではありません。